

北広島町農業委員会第2回総会議事録

事務局 (第2回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

13番 8月13日に5番委員と現地調査を行いました。申請地と譲渡人の所有地1404番1を含めた5,458㎡は農業法人に加入され耕作していただいているものですが、今年11月に同農業法人が設立10周年を迎えることを期に、譲渡人が高齢であるので後継者の譲受人に所有権を移転し、再度、同農業法人に加入し耕作してもらう予定であります。耕作要件及び周辺農地にも影響ありません。以上のことから法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15番 譲渡人の実家は申請地より40～50㎡離れたところにあり、現在は県外に在住で、以前から譲受人に管理をお願いされてきました。管理の経費を考えると譲った方が良いと思われる今回の移転となりました。現地にも2番委員と確認に行きましたが、周辺農地に影響を与えることはないため許可相当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

6 番 譲渡人は高齢でご主人を亡くされ、相続する予定の息子さんも続けて亡くされて、地元で申請地を買ってくれる人を探しておられました。それで今回譲受人が買いましょうということで所有権移転となりました。申請地と同じ田に（分割田の隣地）305番地がありますが、これも相手と話し、借り受けて耕作することが決まり一緒に耕作することになった案件です。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請のとおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 申請理由は摘要欄に記載されているとおりです。現地は現在不作地となっています。申請人は草刈りをするのがしんどいと言っておられます。4～5年前から不作地の状態で、今回賃貸住宅への転用申請をされました。申請地の周辺は宅地で、東側は申請人の賃貸アパートがあります。現地は9番委員と地区担当推進委員とともに調査しました。下にある農地の水路は町道から来ている道に沿ってあり問題ありません。面積も妥当であり周辺農地への影響もありませんので妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

会 長 （申請地の）西側についてはどうですか。畑が作られていますか。

職務代理者 西側の農地は、保全管理で不作地です。

会 長 他に質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

会 長 8月11日に2番委員、地区担当推進委員とともに現地を調査しました。この日は2番委員担当の非農地の調査もありましたので、ほか3名の推進委員ともども研修を兼ねて現地調査しました。内容については摘要欄のとおりです。亡きお父さんが転用された内容を今回整理されるもので、顛末書も添付されていますので追認事項となる案件です。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

16番 8月9日に、担当地区推進委員さんと申請人の立会を得て現地調査しました。申請地は当初からトラクター、田植機が埋まりうまく耕作できないという土地で、現地は草が生え、水が溜まっている状況でした。申請者は上の3枚の田も今回申請されたつもりであったとのことですが、図面を見てもらい今回は3筆のみであると納得してもらいました。妥当な申請と判断しました。

会 長 番号6番についてご意見ご質問等はございませんか。

1番 工事の内容になるが、耕作土はどうするのか。剥ぐのかそのまま盛土するのか。

- 16番 内容的なことはわからない。
- 会長 奥の3枚も今回の申請に入っていると思われていたのなら、今後続けて（4条の）申請を出されるのか。
- 16番 続けて出すとのことですが、実際出されるかどうかはわかりません。
- 会長 他にありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる、一部訂正言及。）「・・・転用目的が建売住宅となっておりますが、農機具等置場の間違いです、正誤表のとおり訂正ください。・・・」
- 1番 8月15日に6番委員、地区担当推進委員2名とともに現地調査しました。申請地は前に道路があり長細い土地です。周辺は宅地であったり、裏は原野や山林であったり農地はない状況です。道に即していて便利のいいところです。申請人も篤農家で31反あまりの経営に専念されております。配置図にありますとおり、現在、家の周辺の空いている所に置いている農機具を、まとめて申請地へ配置したいとのこと。周辺の農地にも影響はないということで許可相当と判断しました。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 （異議なし）
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委員 異議なし（挙手全員）
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 （議案を読み上げる。）
- 3番 現地は8月11日に11番委員及び担当地区推進委員と、ここに住まれる予定の申請人の孫の立会を得て調査し話を聞きました。内容は摘要欄のとおりですが、申請地の間

にある3300番3にはかつて家が建っていましたが現在撤去されています。3308番1は、県道からの進入は難しく、通行量も多いので、町道に接している申請地3308番1から入り、ここを車庫としたいとのこと。周囲農地への影響はなく問題ないので許可相当と思います。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

2 番 8月10日に15番委員、地区担当推進委員と現地確認をしました。申請地の隣地、西側の農地3筆の用水の水路を調べましたが、申請地とは別の水路から用水が来ており、営農には支障がないことが確認できました。申請地は都市計画地域、用途地域で一部国道から30m以内は準住居、それ以外は一種住居となっていて、三種農地は原則転用許可となっていますし、譲渡人も以前から有効活用を考えられていたが、近隣の方に迷惑をかけてはいけないということで、住居的な転用を希望されていたため今回の申請となりました。周辺住民との協議調整も事前に良くされていて、将来の施設の管理人も、工業団地に勤務の工場長がされるということ、今晚も関係者の会合が開かれる予定ということです。立地基準等についても問題なく許可相当と考えます。

会 長 番号9番についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 2 番 この案件は結論から申しますと保留とさせていただければと思います。現地は同じく8月10日に15番委員、地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地の西側に用水がありますが、この水路機能の確保については、6月30日に関係者の協議で次の11番案件の申請地の西側に新設することで協議されているようですが、用水が乗るのかどうか、計画の宅盤の高さはどうなるのか、南側の土水路はどのようになるのかわからない状況で、水利権者は最終的に了解していないことが分かりました。再度譲受人に説明を求めたところ、認可後に詳細について協議したいということでした。水利権者はこれでは了解できないということで、水利権者への協議不十分、周辺農地への影響が明確に確認できないということで保留が相当と思います。
- 会長 番号11番も関連がありますので、併せてご質問ご意見ありましたらお願いします。
- 15番 10番と11番は分けてやってもらえるんですね。
- 会長 一体的利用がなされる案件です、本来は説明の時に一括して上程すべきだったと思いますが、片方が許可され片方が許可されないというやり方はできません。
- 会長 水利権者の了解ができていない、すなわち周辺農地への影響があるということで、担当委員は保留としたいということです。他にご意見ご質問はありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番及び番号11番については保留という処理で賛成の委員の方は挙手してください。
- 委員 異議なし(挙手多数)
- 会長 挙手多数です。よって番号10番及び番号11番については保留とすることに決定しました。
- 2番 多数ということですが、反対の意見を聞かなくてよいのですか。
- 会長 挙手されなかった委員さんの中で、明確な意見があればおっしゃってください。
- 委員 (意見なし)
- 会長 ないようですね。続きまして、番号12番と13番は関連がありますので合わせて事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる、一部議案修正。)
「・・・戸谷字カミミズネとありますのは字カミミノネと訂正」

- 6 番 この案件は、13番の譲渡人自身が身障者で、救急車が家に入れないということで町に
お願いされたものです。申請地は耕作されていません。下に道がありますが、これは圃
場整備でできた道で、家とは15mぐらいの高低差があるので利用できないため、今回
の農地の一部を町が借りて、仮設の道を敷設するものです。
- 会 長 ではこの件についてご意見ご質問はありませんか。
- 2 番 貸借契約はされていると思うが内容はどうなっているのか。
- 6 番 3年ぐらいの契約で以後更新という内容だそうです。
- 2 番 普通であれば買収、寄付等で行われる案件だが、使用貸借という形になった理由を事務
局は把握されているのか。
- 事 務 局 経緯については把握していませんが、1年貸借契約で、双方に申し出がなければ随時更
新という使用貸借契約になっております。
- 4 番 将来農地に戻す可能性があるから貸借契約なのか。
- 事 務 局 契約書によりますと、町が返還する際には、現況復旧して返すことになっています。
- 会 長 体が不自由な方への緊急避難的な対応と思われます。引き続き必要かどうかは、不要と
なった時点で判断し、返すときには現況復旧をすること、同意を得られれば引き続き道
路として使用し続けられるといった契約のように思われます。いつまでかはわからない
が、体が不自由な方に対する緊急避難的な措置として町が対応されたということです。
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番及び番号13番について申請ど
おり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし（挙手全員）
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 非農地証明申請について

- 会 長 番号14番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 （議案を読み上げる。）
- 8 番 去る8月11日に会長、14番委員、及び推進委員3名とで、申請人の長男に立会を得
て現地調査しました。内容は摘要欄のとおりですが、申請地は圃場整備時に道路の拡張、
災害があったり河川が広がったりで、農地が狭くなり非常に使い勝手の悪いものとな

りました。それ以来この農地は耕作放棄地となっております。今後も耕作する意思がないということから今回の申請の運びとなりました。この土地を非農地にしても周辺の農地には何ら影響はありませんので受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号14番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。続いて番号15番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

6 番 申請地は道路と水路に挟まれた土地で長く耕作されておりません。竹藪があり、崩れかけた家があります。田んぼも売り渡したし、これからも申請地を耕作する見込みもないので非農地にしてほしいということです。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

4 番 申請では6筆中3筆は現況地目が農地になっている。非農地申請された意図がよくわからないが。

6 番 現地は竹藪等、木もたっていてとても耕作できる状況にはありません。

会 長 事務局の方から現況地目について説明してください。

事 務 局 原則、申請書の現況地目をそのまま記載しており、議案には、農地台帳を確認したうえで地目を記載しています。ただし、668番については、農地台帳の現況地目は山林となっており、現地調査でも現況は農地台帳と同じ山林でした。申請の6筆すべてについて調査した結果、耕作不能と判断しました。

4 番 課税地目はどうなっているのか。

事 務 局 課税台帳も毎年突合していますが、農地台帳と同じ地目で課税されていると思います。

4 番 現況地目であり課税地目とは違うのだから、現状に合った地目を記載すべきだ。

会 長 他にご意見はありませんか。

- 2 番 整理として、今後は現地の現況なのか課税上の現況地目が記載されるのか。
- 事務局 今後は、現地確認をしたうえで現況地目を整理し、農地台帳の現況地目を記載するようにします。
- 6 番 (議案) 資料ではなく説明でわかるというのはおかしいのではないかと。事務局長の見解はどうか。
- 事務局長 議案には申請書のとおりに記載をしているが、申請の時に、現況地目を含め書類審査を精査すべきと考えます。整理をして後日、統一的な考え方で運用したい。
- 会 長 他にご意見はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号15番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をもって賛意を表明してください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について

- 会 長 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げて説明。) これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 8 番 番号2番の賃貸借料が10万円というのは高いのではないかと。
- 事務局 把握していませんので確認させていただきます。
- 会 長 他にご意見ご質問はありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了いたします。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩